

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収金の納付又は納入の手続)</p> <p>第16条 納税者若しくは特別徴収義務者又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、納付書又は納入書により、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は郵便局に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局等（第6条の規定による徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局等又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第18条第2項において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込方法)</p> <p>第34条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によって翌月10日までに岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は郵便局に払い込むものとする。</p>	<p>(徴収金の納付又は納入の手続)</p> <p>第16条 納税者若しくは特別徴収義務者又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、納付書又は納入書により、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に</u>払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局等（第6条の規定による徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局等又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第18条第2項において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込方法)</p> <p>第34条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によって翌月10日までに岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関又は<u>岩手県収納代理金融機関に</u>払い込むものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。